

島原商工会議所

生命共済見舞金・祝金等制度規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、島原商工会議所（以下「本所」という。）生命共済のうち、本所独自の
見舞金・祝金等制度（以下「本制度」という。）の給付内容及び手続き等に関し必要な
事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本制度の対象者は、生命共済に加入する本所の会員（特別会員を含む。）事業所の役
員、事業主及びその従業員（以下「加入者」という。）とする。

(運営費)

第3条 本制度に係る運営費は、生命共済の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。

(責任開始日)

第4条 本制度の責任開始日は、生命共済の入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活
習慣病一時金特約付定期保険（団体型）（以下「定期保険（団体型）」という。）の責
任開始日と同一とする。

(保障期間)

第5条 本制度の保障期間は、定期保険（団体型）の保障期間（3月1日～翌年2月末日）と
同一とする。

(失 効)

第6条 定期保険（団体型）が効力を失った場合には、本制度は同時に効力を失う。

(給付内容)

第7条 本制度の給付内容は、【別表1】のとおりとする。

(給付手続き)

第8条 加入者が本制度の給付事由に該当する場合は、会員事業所を通じ、【別表2】に定め
る書類を本所へ提出し請求を行うものとする。

(規程の制定・改廃)

第9条 この規程の制定及び改廃は、三役会（会頭・副会頭・専務理事会議）の決議により行
うものとする。

附 則

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和3年3月1日から施行する。

【別表 1】

<p>事故通院 見舞金</p>	<p>(1) 加入者が本制度の保障期間中に不慮の事故を直接の原因として、5日以上通院したとき、次の見舞金を支払う。ただし、1年間（3月1日～翌年2月末日）に1回の支払いを限度とする。</p> <table border="1" data-bbox="368 344 1385 427"> <tr> <td>加入口数</td> <td>1口</td> <td>2口</td> <td>3口</td> <td>4口</td> <td>5口</td> </tr> <tr> <td>給付金額</td> <td>5,000円</td> <td>10,000円</td> <td>15,000円</td> <td>20,000円</td> <td>25,000円</td> </tr> </table> <p>なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした事故通院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払う。</p> <p>(2) 加入者が上記の給付事由に該当し請求があった場合でも、次のいずれかに該当するときは、見舞金を支払わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 通院を開始した日から3年を経過して請求があったとき。 ② 事業主又は加入者の虚偽の請求によるとき。 ③ 通院5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき。 ④ 関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因のとき。 	加入口数	1口	2口	3口	4口	5口	給付金額	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円
加入口数	1口	2口	3口	4口	5口								
給付金額	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円								
<p>病気入院 見舞金</p>	<p>(1) 加入者が本制度の保障期間中に病気の治療を目的として、5日以上継続入院したとき、次の見舞金を支払う。ただし、1年間（3月1日～翌年2月末日）に1回の支払いを限度とする。</p> <table border="1" data-bbox="368 848 1385 931"> <tr> <td>加入口数</td> <td>1口</td> <td>2口</td> <td>3口</td> <td>4口</td> <td>5口</td> </tr> <tr> <td>給付金額</td> <td>5,000円</td> <td>10,000円</td> <td>15,000円</td> <td>20,000円</td> <td>25,000円</td> </tr> </table> <p>なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした病気入院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払う。</p> <p>(2) 加入者が上記の給付事由に該当し請求があった場合でも、次のいずれかに該当するときは、見舞金を支払わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 入院を開始した日から3年を経過して請求があったとき。 ② 事業主又は加入者の虚偽の請求によるとき。 ③ 入院5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき。 ④ 人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院 ⑤ 定期保険（団体型）の保障内容（ガン入院一時金、6大生活習慣病入院一時金、ガン先進医療一時金）に該当するとき。 	加入口数	1口	2口	3口	4口	5口	給付金額	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円
加入口数	1口	2口	3口	4口	5口								
給付金額	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円								
<p>結婚祝金</p>	<p>(1) 加入者が本制度の保障期間中に結婚したとき、次の祝金を支払う。ただし、夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに祝金を支払う。</p> <table border="1" data-bbox="368 1417 708 1458"> <tr> <td>一 律</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 加入者が上記の給付事由に該当し請求があった場合でも、次のいずれかに該当するときは、祝金を支払わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 結婚した日から3年を経過して請求があったとき。 ② 結婚が加入後1年未満のとき。 ③ 事業主又は加入者の虚偽の請求によるとき。 ④ 結婚した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき。 	一 律	10,000円										
一 律	10,000円												
<p>出産祝金</p>	<p>(1) 加入者又はその配偶者が本制度の保障期間中に出産したとき、次の祝金を支払う。ただし、夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに祝金を支払うものとし、多子出産の場合は、人数分の祝金を支払う。</p> <table border="1" data-bbox="368 1805 708 1845"> <tr> <td>一 律</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 加入者が上記の給付事由に該当し請求があった場合でも、次のいずれかに該当するときは、祝金を支払わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 出産した日から3年を経過して請求があったとき。 ② 出産が加入後1年未満のとき。 ③ 事業主又は加入者の虚偽の請求によるとき。 ④ 出産した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき。 	一 律	10,000円										
一 律	10,000円												

還暦祝品	<p>(1) 加入者が本制度の保障期間中に満60歳となり、かつ、次回更新（加入口数が2口限度）前の2月1日現在において、本制度に継続加入しているとき、祝品を進呈する。</p> <p>(2) 加入者が上記の給付事由に該当する場合でも、次のいずれかに該当するときは、祝品を進呈しない。</p> <p>① 次回更新（加入口数が2口限度）前の2月1日現在が加入後3年未満のとき。</p> <p>② 次回更新（加入口数が2口限度）前の2月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき。</p>
------	---

【別表2】

請求手続	加入者が本制度の給付事由に該当する場合は、本所備え付けの「見舞金・祝金等請求書」に次のいずれかの書類を添付し、本所へ請求を行うものとする。ただし、還暦祝品の加入者による請求手続きは不要とする。	
添付書類	事故通院見舞金	通院の開始日及び終了日が証明できる診断書、通院証明書、領収証等の原本又はその写し
	病気入院見舞金	入院の開始日及び終了日が証明できる診断書、入院証明書、領収証等の原本又はその写し
	結婚祝金	本所所定の婚姻証明書 婚姻日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、婚姻届受理証明書等の原本又はその写し
	出産祝金	母子手帳の写し 出産日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、住民票（続柄記載のあるもの）等の原本又はその写し
<p>※ 本所は、事故通院見舞金、病気入院見舞金の請求手続きに際し、請求の内容について医療機関等に照会することがある。</p> <p>※ 本所は、本制度の請求手続きに際し、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがある。</p>		